

資料 7

第 2 回障害者差別解消支援地域協議会 令和 4 年 3 月 4 日（金）

佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の設置及び運営に関する要綱

（設置）

第 1 条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、佐倉市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 協議会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- （1）障害を理由とする差別を解消するために必要な情報を共有すること。
- （2）障害者及びその家族等からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえ、障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと。
- （3）前号での協議の結果、障害者虐待と関連があると認められる場合に、佐倉市障害者虐待防止ネットワーク会議と連携して協議を行うこと。
- （4）佐倉市障害者総合支援協議会と協力し、障害を理由とする差別の解消を推進するための啓発活動を行う。
- （5）その他、障害を理由とする差別の解消に関すること。

（組織）

第 3 条 協議会は、17 人以内の委員をもって組織し、委員は、別表に掲げる機関の構成員、関係者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（代理出席）

第 7 条 委員（会長及び副会長を除く。）は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、当該委員を代理する者（以下「代理人」という。）が会議に出席し、会議の議事及び議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、あら

かじめ会長に委任状を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により代理できる者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に掲げる者とする。

| 委員の区分 | 代理できる者 |
|-----------------------------|---------------------|
| 佐倉市総務部人事課、佐倉市市民部 自治人権推進課 | 委員の属する課の職員 |
| 佐倉市教育委員会教育センター | 教育センターに属する職員 |
| 民生委員・児童委員 | 民生委員・児童委員の委嘱を受けている者 |
| その他 | 委員の属する組織又は団体の構成員 |

(守秘義務)

- 第8条 委員及び代理人は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

- 第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成31年2月7日決裁佐障第987号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に協議会の委員となる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、2年以内の範囲内において、市長が別に定める日までとする。

附 則 (令和2年8月12日決裁佐障第363号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

成田公共職業安定所

千葉県印旛健康福祉センター

佐倉市総務部人事課

佐倉市市民部自治人権推進課

佐倉市教育委員会教育センター

佐倉市社会福祉協議会

民生委員・児童委員

佐倉市障害者総合支援協議会

佐倉商工会議所

市内の公共交通機関関係者

法曹関係者

市内の障害者団体